

地域福祉の推進

基本方向



ミニデイサービス交流会

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 少子高齢化社会の進展や家族構成の変化に伴い、高齢者世帯や単身世帯が増加しています。本町は、相互扶助の意識が高い地域ではありますが、生活スタイルや就業環境の多様化に伴い、自治会活動や地域活動に参加できない状況が見られるなど、これまで地域や隣近所の人々とながりで結びついていた地域コミュニティの希薄化が進み、相互に気づかい・支え合うという扶助機能を十分に活かさない環境が広がりつつあります。
- 地域の福祉ニーズは多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士の支え合いがますます重要となってきます。そのため本町では平成27年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的にした「嘉手納町地域福祉推進計画」を策定し、「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 地域住民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題などを解決していくための仕組みをつくり、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての町民が安心して暮らすことができる地域づくりが必要となります。
- 福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域に寄り添い、地域の課題に気づき・発見し問題を抱える町民が孤立することがないように、その問題解決に向け住民をはじめ自治会、企業等が連携・協働することで、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていくことができるように、支え合いのある共生社会の実現に向けた取り組みが強く求められています。
- 判断能力の低下による高齢者や障害者の人権擁護に取り組んでできていますが、制度の普及や利用促進とともに、人材の育成や組織体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

1 福祉の担い手育成の仕組みづくり

幅広い世代が地域福祉に関わっていけるよう、地域福祉活動に興味を持ち、参加を促す取り組みを行います。また、人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援を行います。

2 見守り、支え合い等の仕組みづくり

地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体等が相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組むとともに、福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備を行います。

3 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、地域における安全対策の充実を図ります。また、判断能力に不安のある方の権利の侵害を防止するため、成年後見制度及び日常生活支援事業の普及・利用の促進を図るとともに、支援組織及び人材の育成・確保に取り組めます。

主な取組（事業）

1-1-1 福祉の担い手育成の仕組みづくり

所管

福祉課

- ボランティア養成への支援
- 福祉教育への支援
- 社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーク事業^{※1}や活動拠点に関わる支援

1-1-2 見守り、支え合い等の仕組みづくり

所管

福祉課

- 住民・自治会・企業等とのネットワーク構築への支援
- 地域活動支援事業（ミニデイサービス）への支援
- 総合相談事業の実施

※1 コミュニティソーシャル事業：引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。

1-1-3 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

所管

福祉課

- 小地域福祉活動（見守り隊）などの地域福祉活動への支援
- 避難行動要支援者名簿への登録を関係機関などと連携
- 権利擁護の充実

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	民生委員・児童委員の充足率	%	96 (H29)	100
2	小地域福祉活動を実施する自治会数（見守り隊）	箇所	3 (H29)	6
3	成年後見制度利用者数	人	2 (H29)	5

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域福祉推進計画



民生委員1日体験

1-2

高齢者福祉・介護保険の充実

基本方向

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。



生きがいづくりの取り組み（お茶体験）



カジマヤーパレード

現状と課題

- 本町は、沖縄県介護保険広域連合（以下、介護保険広域連合）に参画しており、介護保険広域連合が3年毎に策定する「介護保険事業計画」と整合性を図りながら「老人福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を示すものとして位置づけています。
- 本町の高齢化率は、22.4%を示しており、沖縄県の高齢化率19.6%（平成27年国勢調査）と比べ高い状況にあります。
- 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が増加しており、沖縄県全体の割合と比較しても高い状況にあります。（町：高齢者単身世帯11.9%・高齢者夫婦のみ世帯5.9% 沖縄県：高齢者単身世帯9.2%・高齢者夫婦のみ世帯6.2%）
- 高齢化は進展していくものと考えられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、住み慣れた地域での生活が継続できるような地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいます。また、認知症高齢者の増加も見込まれる事から、認知症についての普及啓発、認知症初期への対応、認知症介護者への支援、虐待への対応等の課題が挙がっています。
- 高齢者の在宅生活を支える住環境は重要な基盤となるものです。高齢者が地域の中で、安全に住み続けることができるよう、高齢者に配慮した住宅の整備を促進するとともに、住環境の改善に対する支援が重要です。

- 高齢者の生きがい活動の場づくりについては、老人クラブ活動の充実支援、介護予防普及啓発事業の推進、レクリエーション等を実施しています。今後は、活動場所の確保・拡充等が課題となっています。
- 高齢化が進展していく中で交通弱者は増加しています。住み慣れた地域でいきいきと生活していくために、必要な交通手段を確保し、社会との交流（気軽に外出）により生きがいを持って暮らしていけるようにするため、交通弱者に対する支援が重要となっています。

65歳以上親族のいる一般世帯の状況

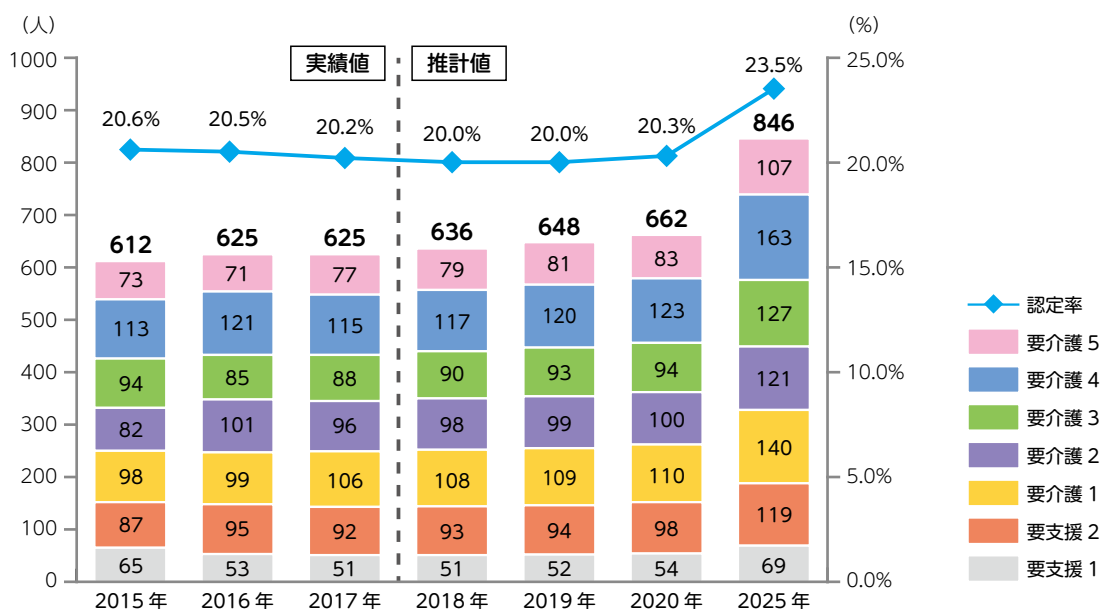
資料：国勢調査

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		H27-H7 伸び率	沖縄県 (平成27年)	
		%		%		%		%		%			%
一般世帯総数	4,234	100.0%	4,406	100.0%	4,661	100.0%	4,933	100.0%	5,065	100.0%	119.6%	559,215	100.0%
65歳以上親族のいる一般世帯	1,231	29.1%	1,520	34.5%	1,733	37.2%	1,897	38.5%	2,030	40.1%	164.9%	183,202	32.8%
高齢者単身世帯	230	5.4%	345	7.8%	442	9.5%	517	10.5%	605	11.9%	263.0%	51,710	9.2%
高齢者夫婦のみ世帯	157	3.7%	220	5.0%	262	5.6%	310	6.3%	301	5.9%	191.7%	34,930	6.2%

要支援、要介護認定者数及び認定率の推計

資料：第7期嘉手納町老人福祉計画



1-2 高齢者福祉・介護保険の充実

施策の方向性

1 介護予防の推進

高齢期を健康でいきいきと迎え過ごすために、自身や地域ぐるみでの健康づくりや、疾病の早期発見・治療、重症化防止対策等、介護予防と健康づくりの総合的な取り組みを推進します。

2 長寿を支える仕組みづくり

地域包括支援センターを中心として、地域全体での高齢者の見守り、支えのネットワーク、高齢者のひとり暮らしや介護家族への支援の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。さらに、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策、高齢者の権利擁護対策の取り組みを推進します。

3 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が生涯にわたって生きがいと社会との関わりを持って暮らせるよう、高齢者のボランティア活動、幅広い世代間交流、伝統文化の伝承、レクリエーション活動等、様々な活動・体験ができる場や環境づくりを推進します。また、高齢者の交通手段を確保するために「地域福祉交通」の導入に取り組みます。

主な取組（事業）

1-2-1 介護予防の推進

所管

福祉課

- 介護予防普及啓発事業の推進

1-2-2 長寿を支える仕組みづくり

所管

福祉課

- 生活支援体制整備事業の実施
- 在宅医療介護連携推進事業の実施
- 認知症総合支援事業の実施
- 地域包括ケア会議の実施

1-2-3 高齢者の生きがいづくりの推進

所管

福祉課、社会教育課

- 地域交流や世代を超えた多様な機会の提供
- 老人クラブ活動支援
- 地域福祉交通の導入

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	介護予防普及啓発事業参加延べ人数	人	4,623 (H29)	4,700
2	地域包括ケア会議開催回数	回	2 (H29)	8
3	認知症サポーター数	人	817 (H29)	1,517

関連する
個別計画等

- 第7期嘉手納町老人福祉計画

基本方向

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。



障害者週間イベント



障害者地域生活支援事業

現状と課題

- 障害福祉においても、地域包括ケアシステムの考え方によって、障害者（児）の生活の場を地域へ移行することや、就労への希望が高まり、それらに応えるための福祉サービスの多様化が求められています。このような社会のニーズに対応するため、平成25年4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）へ改正され、障害児については、児童福祉法を整理し直すことで制度の谷間を埋め、これまで以上に障害のある人への細やかな支援の整備が行われます。本町では、平成28年3月に「嘉手納町障害者計画」、平成30年3月に「第5期嘉手納町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション※1」「機会均等」「エンパワーメント※2」「障害に対する差別の解消」の4点を基本視点として、障害者（児）及びその家族に対する支援を計画的に実施しています。
- 障害福祉計画では、今後見込まれる各種サービスの利用量を定めており、その達成に向けて継続した事業実施と、各種サービスの対象者への適切な周知に努める必要があります。また、委託相談事業所、教育機関、医療機関等との連携による体制強化に努めていく方針です。

※1 ノーマライゼーション：障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前に暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方をいう。

※2 エンパワーメント：障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に付けていくこと。

- 障害者（児）の自立と社会参加の促進については、障害福祉サービスの利用者及び利用量の伸び率が高く、地域での活動や行事等による地域との交流、生きがいづくり等の気軽に参加できる場の充実が求められ、また、雇用の場においてマンパワー不足等の課題も生じているため、障害者の就労移行・就労定着への適切な支援の充実が更に重要になるものと思われます。
- 障害者（児）の生活の場の地域移行促進に伴い、設置している障害者自立支援協議会を中心とした多面的な支援体制の推進に取り組む必要があります。
- 障害児については、早期発見・早期対応が求められるため、保育所や教育委員会等関係機関と連携し、情報共有を図る必要があります。

施策の方向性

1 障害福祉サービスの充実

障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉資源の確保に努め、障害者（児）の自立と日常生活を支援する障害福祉サービスなどの充実を図ります。また、きめ細かい相談支援体制を継続し、関係機関との連携を強化することで、地域での生活全般において、障害者（児）に必要な支援が行き届くよう、更なる支援の充実に取り組んでいきます。

2 障害者の就労支援

障害者が生きがいを持って生活できるよう、障害者一人ひとりの適正に応じた就労相談や就労移行・就労定着への適切な支援体制の充実を図ります。

3 社会参加の促進

障害者（児）やその家族が地域の住民と共に、地域での交流の場や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等に参画しやすい環境づくりを進め、障害者（児）の社会参加に向けた取り組みを推進します。

基本施策

1-3 障害福祉の推進

主な取組（事業）

1-3-1 障害福祉サービスの充実

所管

福祉課

- 介護給付の充実（居宅介護、短期入所等）
- 訓練等給付の充実（就労移行、就労定着、共同生活援助等）
- 相談支援事業の充実（地域移行支援、地域定着支援）
- 計画相談支援給付の充実（サービス等利用計画の質の向上の推進）
- 障害児通所給付の充実（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）

1-3-2 障害者の就労支援

所管

福祉課

- 就労移行や一般就労への就労定着に至るまでの関係機関との連携の強化及び支援体制の充実

1-3-3 社会参加の促進

所管

福祉課

- 社会参加を促進するために必要な地域生活支援事業の継続と周知の向上

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	施設入所者などの地域生活への移行	人	2 (H30)	5
2	障害者の一般就労における就労定着数 ^{*1}	人	1 (H30)	5

関連する
個別計画等

- 第5期嘉手納町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画
- 嘉手納町障害者計画

*1 就労定着数：採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。

基本方向

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、妊娠期から切れ目ない支援を行うため、母子（親子）健康手帳交付の際、地区担当保健師による全数面談を行っています。
- 乳幼児期の各種健診など実施していますが、乳幼児健診は、乳幼児の成長発達を親と確認する場であり、育児支援の場ともなるため、更なる健診受診率向上に向けた取り組みが必要となります。
- 子どもの健康保持のため、子ども医療費助成制度を実施しており、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者の医療費に係る自己負担額の助成を行っています。
- 本町では、特定不妊治療を行っている方に対して、経済的負担の軽減を目的に助成を行っています。
- 本町では、子どものう蝕^{*1}を予防するとともに、保護者の歯科保健に対する意識を高め、子どもの健康の保持増進を図るために子どもフッ化物塗布助成事業を行っています。
- 平成27年度に施行された子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子育て支援の環境や体制の整備を進めています。
- 平成26年度から平成29年度にかけて、認可保育所や小規模保育事業所等を6園整備し、入所定員数の拡大を図ってきましたが、利用希望者数も年々増加しており、平成30年度では47名が待機児童となっています。また、現在、就労していない母親のうち73.3%が就労を希望していることからますます保育ニーズは高まると予測され、就労と子育てを両立できる社会の実現が求められます。
- 町民アンケート調査結果によると、子育て環境の取り組み内容としては、「保育所定員の拡充などによる待機児童の解消」の26.5%が最も多く、次いで「子育てと仕事を両立できる職場環境づくり」の23.8%などとなっています。保護者の就労状況の動向を踏まえた子育て支援のあり方を検討する必要があります。

※1 う蝕：一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。

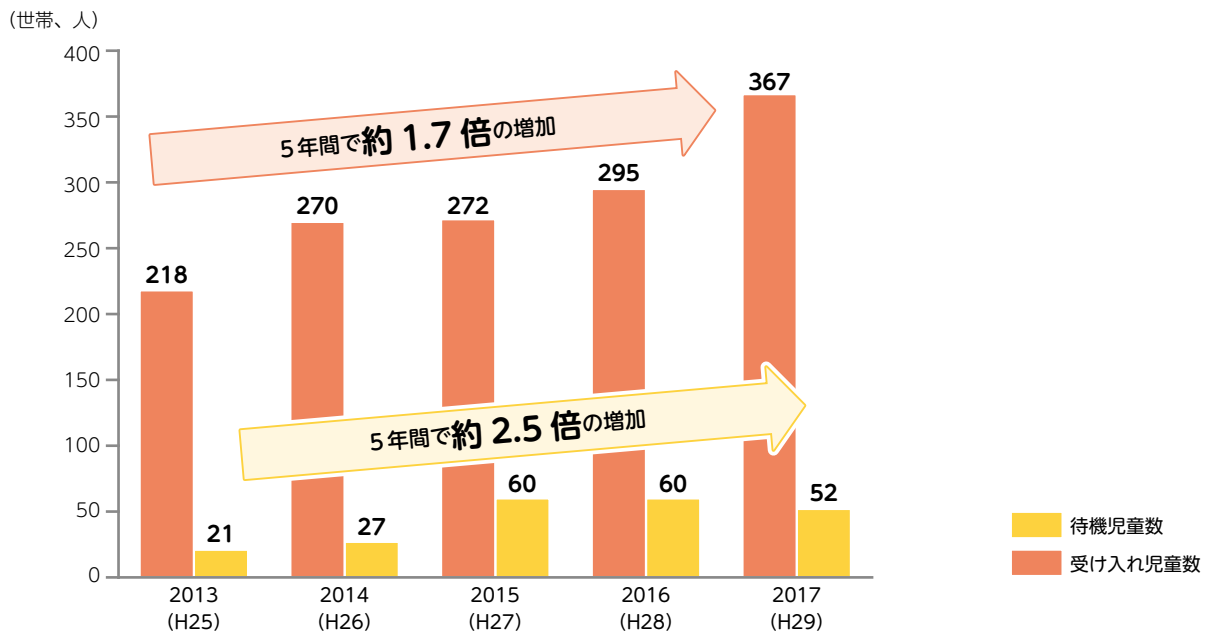
基本施策

1-4 母子保健・子育て環境の充実

- 入所定員数の更なる拡大とともに、築40年を経て老朽化した第三保育所の建替えも検討していく必要があります。
- 本町においても、子ども・子育て支援事業、児童家庭相談事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業^{※1}等を実施しています。今後も、関係機関と連携した子育て支援体制の充実を図り、より子育てしやすい地域づくりを進める必要があります。
- 近年、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対する町民ニーズは高まっており、就学期以降においても、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全な育成を図るため、学童サービスの充実が求められます。
- 児童虐待などの対応として、児童家庭相談を実施していますが、近年、相談内容が複雑かつ多様化してきていることから、専門職員の配置・資質の向上や人材の確保等が課題となっています。
- また、「子どもの貧困^{※2}」への対応として、沖縄県子どもの貧困対策計画に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 本町のMR2期^{※3}接種率は、県平均88.9%（平成29年度）に比べ、84.0%と4.9%低く、41市町村中35位となっています。ワクチンの接種率向上に向けた対策を強化する必要があります。

保育所受け入れ児童数と待機児童数の推移（本町）

資料：統計かでな（子ども家庭課）、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果



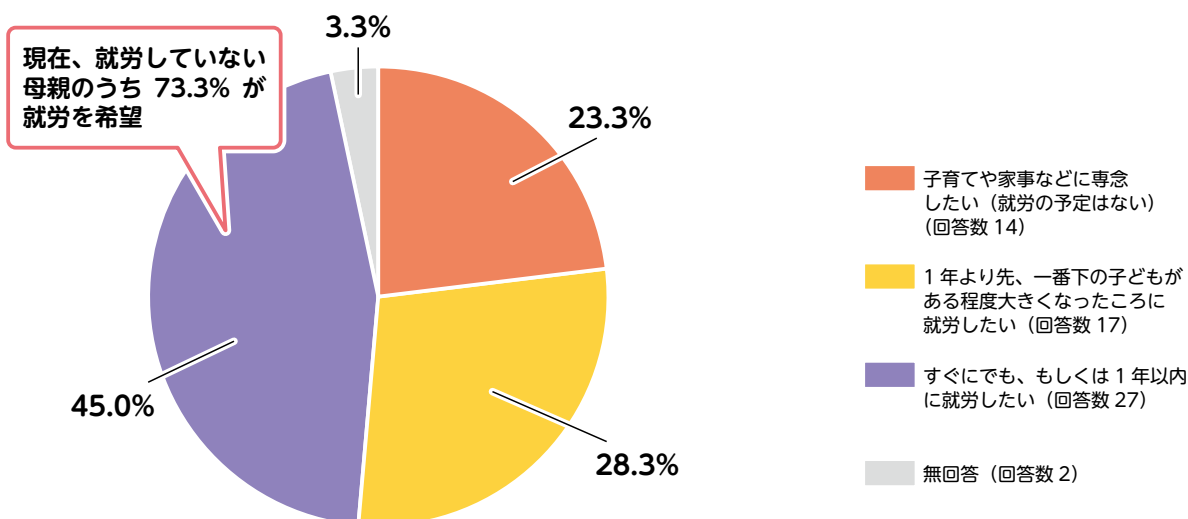
※1 ファミリーサポートセンター事業：育児の援助を受けたい人（乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦）と育児の援助を行いたい人（資格不要だが活動に必要な講習を受ける）が会員となり、会員同士の相互援助活動（連絡、調整等）を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして実施している。

※2 子どもの貧困：必要最低限の生活水準が満たされおらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況。

※3 MR2期：麻疹風疹混合ワクチン（以下、MRワクチン）を用いた定期接種で接種対象者は、第1期が1歳児、第2期が小学校就学前の1年間（幼稚園、保育所等の最長クラス）にあたる。

就労希望（母親）

資料：嘉手納町子ども・子育て支援事業計画



施策の方向性

1 母子保健の充実

妊娠・出産に対する不安の軽減、安心して子どもを産み育てることが出来るよう、地区担当保健師が母子（親子）健康手帳交付時に全数面談を行い、妊娠期から出産後も切れ目なく繋がる体制を確立します。

乳幼児健診については、母子保健推進員による受診勧奨、地区担当保健師による未受診者の把握、次回健診への案内等、健診受診の機会を提供します。また、個別に支援を必要とする家庭には、地区担当保健師による相談などの支援を行います。

子ども医療費助成事業について、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して医療費助成を行い子どもの健康の保持に努めると同時に、フッ化物塗布助成事業などの予防事業を実施し、親と子が自発的に健康に関する行動を身につける環境を整備し、健やかな育ちの支援を行います。

特定不妊治療費助成事業について、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育て出来るよう、制度や相談事業の周知を図ります。

2 保育サービスなどの充実

保育を必要とする家庭のために、保育所の待機児童の解消に向けた環境の整備や延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の充実を図ります。

基本施策

1-4 母子保健・子育て環境の充実

3 地域社会における子育て支援の充実

地域で子育てを支援する「子育て支援ネットワーク」の充実を図るとともに、子育ての不安解消や負担軽減等を図るため、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を通じ、育児相談・助言、情報提供、居場所づくり等に取り組み、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図ります。

4 児童の健全育成・児童虐待の防止

低所得世帯やひとり親家庭等の生活安定と自立支援に向けた就労支援や生活支援、子どもの居場所づくり等を推進し、児童の健全な育成を図ります。

また、児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談や支援体制の充実を図ります。

主な取組（事業）

1-4-1 母子保健の充実

所管

子ども家庭課・町民保険課

- 母子（親子）健康手帳交付時に、地区担当保健師による全数面談
- 乳児一般健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診等を実施
- 子どもフッ化物塗布助成事業を実施
- 子ども医療費助成制度などを実施
- 特定不妊治療費助成制度を実施
- おたふくかぜなどのワクチン接種の助成
- 就学時健診会場において、接種勧奨を継続実施

1-4-2 保育サービスなどの充実

所管

子ども家庭課

- 保育環境の充実や保育の質の向上
- 保育士などの確保と処遇改善
- 第三保育所の建替え

1-4-3 地域社会における子育て支援の充実

所管

子ども家庭課

- 子育て支援センター（居場所づくり、育児相談支援）の実施
- ファミリーサポートセンター事業の支援
- ひとり親家庭の就労支援などをサポート
- 母子及び父子家庭等医療費助成の自動償還制度を実施

1-4-4 児童の健全育成・児童虐待の防止

所管

子ども家庭課

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の拡充
- 児童家庭相談の実施：養護相談（虐待相談）、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	乳児一般健診受診率	%	92.5 (H29)	97.0
2	1歳6ヶ月児健診受診率	%	90.1 (H29)	96.0
3	3歳児健診受診率	%	89.7 (H29)	94.0
4	保育所などの待機児童数	人	47 (H30)	0
5	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の待機児童数	人	50 (H30)	0
6	ファミリーサポートセンター会員数	人	259 (H29)	320
7	MR2期接種率	%	84.0 (H29)	95.0

関連する
個別計画等

- 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画

基本方向



ウォーキング大会

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、こころの健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防に向けた対策の充実にも取り組みます。

現状と課題

- 本町の平成27年における平均寿命は、男性が79.8年（県内37位）で沖縄県より0.5年下回りです。女性は87.5年（県内15位）で沖縄県と同じです。
平成27年と平成22年の平均寿命を比較すると、本町の男性では1.3年延びていますが、女性は0.6年短くなっています。
- 疾病の早期発見、早期治療を図るため、基本健診、各種がん検診等を実施していますが、受診率が伸び悩んでいることから、広報・チラシ・個別通知等で受診の勧奨を行うとともに、集団健診において「特定健診とがん検診等の同時受診」の実施や、夜間の受診が可能な「ナイト健診」の実施等、町民が健診（検診）を受診しやすい環境の整備を行っています。しかしながら特定健診受診率は平成25～29年度までの5年間、35～38%前後で推移しており、平成29年度現在では、沖縄県平均の39.1%より低く、42市町村のうち33位という結果となっています。今後は、複数年にわたり特定健診を受診していない方に対し、個別通知に加えて戸別訪問などを実施し、健診受診勧奨を強化することによって、特定健診を始めとした健康診査・がん検診等の受診率向上に努める必要があります。
- 健康・食育かでな21アンケート調査（平成29年度）では、次世代に伝えたい料理や味で「伝えたいものがあり、実際に伝えている」人の割合が17.5%と目標の平成24年度より減少しています。食習慣の乱れは、生活習慣病の増加、食の安心・安全等の様々な問題へ派生しています。特に、生活習慣病の増加は、医療費の増大や介護を必要とする人の増加を招き、健康づくりの重要な課題となっています。伝統料理を次世代に伝えることなどにより食習慣を改善し、生涯を通じ町民の健康保持増進に寄与するため、食育のさらなる推進に取り組む必要があります。

- こころの健康については、こころの健康講演会やこころの健康展を開催し、自殺対策やうつ病予防等に関する啓発を行うとともに、悩みを抱えている人に気づき、支えるゲートキーパー※1を養成しています。
- 平成29年度に町民の健康づくり、生きがいづくり等に寄与することを目的に嘉手納町民農園（78区画）を整備し、平成30年度から供用を開始しています。

施策の方向性

1 健康づくりの推進

妊娠期から高齢期まで、あらゆる世代の健康づくりを効果的に推進します。

町民一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくり（運動、こころの健康、感染症の予防等）に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

2 健康診査・がん検診等の受診率向上

生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するために、各種健診や保健指導の充実を図ります。特に特定健診では、地域と協働で受診率の向上を強化していきます。

また、がん検診では、科学的根拠に基づく正しい検診を正しく行うための体制を整え、受診勧奨を強化し、啓発の充実を図ります。

3 食育の推進

食は健康づくりの基本の一つであり、一人ひとりがその大切さを理解し、家庭をはじめ保育所や学校、地域等が一体となって食育に取り組むよう、啓発や推進体制の充実を図ります。

主な取組（事業）

1-5-1 健康づくりの推進

所管

町民保険課、産業環境課

- 嘉手納町ウォーキング大会・健康展を開催
- 自殺、うつ病予防等に関する啓発活動
- 臨床心理士によるこころの健康相談の定期実施や、ゲートキーパー養成講座を実施
- 肺炎球菌などのワクチン接種の助成
- 町民農園の利用促進、サービス向上

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

基本施策

1-5 健康・長寿のまちづくりの推進

1-5-2 健康診査・がん検診等の受診率向上

所管

町民保険課

- 健康診査・がん検診等・歯周疾患健診事業・人間ドック等助成事業を実施
- 嘉手納町集団健診受診促進事業を実施（インセンティブ事業※1）
- 「嘉手納町健康を守る会」などの団体と協力し、訪問等による受診勧奨
- 健康相談、栄養相談の実施
- 健診結果説明会、特定保健指導の実施

1-5-3 食育の推進

所管

町民保険課

- 食育まんの周知及び推進
- 保育所や学校、食生活改善推進協議会等による食育推進
- 食生活改善推進協議会の育成・支援

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	平均寿命	年	男性 79.8 女性 87.5 (H27)	延伸
2	特定健診受診率	%	37.9 (H29)	45.0

関連する
個別計画等

- 健康・食育かでな21（第2次嘉手納町健康増進計画・嘉手納町食育推進計画）
- 保健事業実施計画（データヘルス計画）

※1 インセンティブ：目標を達成するための刺激。誘因。

社会保障制度の運用

基本方向

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年の国民健康保険給付の状況を見ると、療養給付費、高額医療費、後期高齢者支援金等の合計額は減少傾向にありますが、今後も国民健康保険事業を安定して運営していくために、保険税の収納率向上、検診受診率向上等の事務事業の適切な実施に努める必要があります。
- 本町の国民健康保険徴収率は、県広域目標93.8%に対し95.1%（平成29年）と高い徴収率となっており継続した徴収率の維持に努める必要があります。
- 国民年金制度及び介護保険制度は、老後や病気、けが等によって障害を持った時などの生活を支える重要な制度です。関係機関と連携して制度の主旨の更なる周知を図る必要があります。
- 長引く経済低迷や大きく変化する社会環境の中で、生活保護世帯の保護率は年々増加しています。平成27年度から「生活困窮者自立支援制度」が導入され、生活困窮者への支援などが行われています。

国民健康保険給付の状況

資料：事業年報

項目	年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
療養給付費		56186	1,072,291	54894	1,024,886	51752	941,348
高額医療費		2087	179,159	2177	176,796	1836	155,902
後期高齢者支援金		—	270,474	—	255,498	—	252,081
助産金		39	16,364	43	18,044	32	13,408
葬祭費		19	570	30	900	22	660

1-6 社会保障制度の運用

施策の方向性

1 国民健康保険制度等の円滑な運用

国民健康保険制度の健全運営のために、保険制度の普及啓発を行うとともに、適切な保険給付及び保険税の徴収率向上を図り、国保財政の健全化に努めます。

また、後期高齢者医療制度に関する窓口事務や保険料の徴収事務の適切な実施に努めます。加えて、高齢者の負担を軽減し、その福祉の増進を図るため、高齢者に対して保険料の一部助成を行っていきます。

2 国民年金制度の周知

高齢者の生活を支える国民年金制度の安定的な運営を図るとともに、無年金者を出さないための制度の普及啓発や相談を行うなど、制度の周知徹底を図ります。

3 介護保険の周知

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう必要なサービスの提供と介護保険制度の周知徹底を図ります。

4 生活困窮者に対する支援と対策

生活困窮者が安定した生活を確保し、自立した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の各種制度の周知、相談及び就労支援などを関係機関と連携して推進します。

主な取組（事業）

1-6-1 国民健康保険制度等の円滑な運用

所管

町民保険課

- 医療費の適正化を図るため、適正なレセプト^{*1}の請求が行われるようレセプト点検を実施

*1 レセプト：病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。

1-6-2 国民年金制度の周知	所管 町民保険課
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金相談の実施 ● 保険料免除申請 ● 制度の広報啓発 ● 国民年金裁定請求 	
1-6-3 介護保険の周知	所管 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度への理解に向けた広報活動 	
1-6-4 生活困窮者に対する支援と対策	所管 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）※²や他専門機関に繋ぐための支援 ● コミュニティソーシャルワーカー※³の配置 	

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	国民健康保険徴収率	%	95.1 (H29)	現状維持 95.1
2	コミュニティソーシャルワーカーの配置	人	1 (H29)	2

関連する 個別計画等

- 第7期嘉手納町老人福祉計画
- 嘉手納町地域福祉推進計画

※2 パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）：失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。

※3 コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。